

アッティカ碑文にみる役職者と私人についての予備的考察

栗原麻子

はじめに

アテナイ民主制における市民の政治参加の問題を問うことは、いささか時代遅れな問題のため方であるように思われるかもしれない。そもそも「民衆」デーモスをひとまとまりのものとして取り扱うこと自体がアッティカにおける階層差・地域差を考慮したとき、ナイーブにすぎるといふ批判もあろう。しかしながら、民主制下の言説においては、階層差すら、デーモスの一体性を前提として表れるのであって、言説としての「デーモス」はテーマとしての意味を失っていない。

碑文や法廷弁論にあらわれる人名の研究の結果、アテナイの政治参加の実態において、民会での発言が一部の政治家たちやそのとりまきなど、数えられる範囲の人々に限られていたことも明らかにされている¹。しかし、それは、民衆参加が単なる形式であったということを必ずしも意味しない。たしかに民会での議論形成の過程で、実態としてどれほどに、無名の市民たちの意図が反映し得たのかということには、

否定的な印象を否めないであろう。しかし民主制のシステムは、それにもかかわらず、維持され、民会での議論は全体の評決によつて決着を見たのであった。

民衆政治の理念は、市民たちの合議の場における言説のなかにもみいだすことができよう。それはひとつには、法廷弁論であり、ひとつには、決議碑文である。決議碑文は、どちらかといえば政治史・事件史上の関心から扱われることが多く、本稿で取り上げる決議条項も、いずれも政治上画期的な意味をもつものばかりである。しかし、本稿では、むしろ枝葉末節にも見えるような付加条項、それも定型句を分析の中心とする。なぜならば、決議内容が民会等の公の場で起案されていることを考えるとき、碑文の定型句は、個々の政治的な事件とは無縁なところで、より広く、アテナイにおける政治的思考の枠組みを反映していると考えられるためである。

筆者は、民主制アテナイにおける民衆の政治参加の問題を、

「私人（イディオテース）」の語の表れる、碑文上の定型句に着目することで論じてみたいと考えている。

「私人（イディオテース）」の語については、クロード・モッセや、最近ではルネ・ルビンシュタインがとりあげている。²⁾若干のニュアンスの違いはあるものの、両者ともに主たる関心は、一般の民衆から区別され、政治上特権的な立場にたつ、ポリテース（政治家）が出現したことにある。たしかに、紀元前四世紀のある段階から、弁論家たちは、私生活のなかに生きる一般市民（イディオテース）と対比するかたちで、ポリテースの語を、市民の中でも政治活動に深く関わる政治家の意で用いている。しかも政治に専従する人々にたいして、一般民衆とは別の行動パターンや、より厳しい政治的倫理規範を求めると考えられる。³⁾

しかしながら、碑文に表れる国家決議の文面上にかぎるならば、イディオテースは、固定した政治家層に対して無力な市民を指すために用いられることはない。イディオテースが役職者と対比するかたちで、政治の担い手としてあらわれることについては、先行するルビシシュタインも、碑文史料と弁論史料の双方にもとづいて論じており、役職者の役割の再評価をうながす点など筆者の問題関心と重なるところが多いが、本稿では、アッテイカ民主制におけるイディオテースの役割について議論を展開するための、予備作業として、碑文にあらわれるイディオテースの語が、どのような文脈で表れているのかということ、分類し、かつ分析したい。

なお対象とするのは、紀元前四世紀までのアッテイカ碑文である。「私人（イディオテース）」の語が碑文上に表れるのは、公（コノイン）と対比される個人として表れる場合、決議に反する提案を禁ずる等の、決議に対する違反条項、そして、委員会へ選出される場合の三類型である。

第一章 公（コイノン）と対比されるイディオテース³⁾

「対セリュムブリア条約の批准について」 [G1:118]

この条約は、アルキビアデスがセリュムブリアの離反を押しとどめ、守備隊の受け入れと賠償金の支払いを認めさせた際の和平条約であると考えられる。⁴⁾

条約碑文は、二部に分かれ、前半部は降伏の条件について、後半部は降伏条約のアテナイでの批准（前四〇七年）について刻まれている。欠落部分の多い最初の七行については省略し、前半部を訳出するとつぎようになる。⁵⁾

「前半部試訳」

第八行から第一〇行

「……」 抵当は、アテナイ人が有しているものは、これを放棄すべきこと。今後とも、これをとりたてることのあらざるべきこと。

第一〇行から第二二行

誓約に従って、セリュムブリア人たちの国制を独立のものとすべきこと。

第二二行から第一四行

セリュムブリア人の共同体（コイノン）もしくはセリュムブリア人の私人たちのうち何人かが、「以前にポリス内において」、あるいはその財産を没収「されたり、あるいは何人かが共同体に」借財があつたり、あるいは何人かが罰金を課せられている場合には、その負うところについて、「訴訟あるべきこと」⁶⁾。

第一四行から第一八行

セリュムブリア人の亡命者には、敵か友かの別なく「・・・」。

第一八行から第二二行

戦中に失われた財産については、アテナイ人のものであれ同盟国人のものであれ、借入であれ預託による所持であれ、それを「アルコンたちが」押収したものであることは、土地と家を除いて、措置（訴訟）はおこなわれぬこと。ほかのシムボラについては、私人にかかわることに關して私人に対してというのであつても、私人にかかわることに關して共同体に対してというのであつても、共同体にかかわることについて私人にたいしてというのであつても、ほかのどのようなことがあつたにしても、互いに和解すべきこと。争議のあるところについては、シムボラ（symbola-⁶⁾）により訴訟あるべき事。この条約を石に刻み、「・・・」の

神殿に建立すべし。アテナイ人の將軍とトリエラルコスと重層歩兵と、居合わせたほかのすべてのアテナイ人たち、そしてすべてのセリュムブリア人は、誓約した。

碑文の後半部は、アテナイ本国でのこの条約の批准を記録したものであり、アルキピアデスの名が提案者として取り上げられているが、本稿には關係してこないので省略する。

第二二行にあらわれるシムボロン（シムボラ）とは、二国間の地位協定であり、双方の市民が、どちらの国においても正当な裁判を保證されるための、取り決めである。判決は、どちらの国での裁判であつても、双方において有効とされた。なお、シムボラは、古くは商業活動にかかわる契約にかぎって適用されたと考えられていたが、ドゥサンクワが、違反行為や犯罪行為一般に適用されたと論じ、シムボラについて一書を表したゴージェイもそれに従っている⁷⁾。

このセリュムブリア人との講話条約碑文では、イデオーテースはコイノン（共同体）と対比されている。共同体の所有物は通常ト・コイノン、それに対して私有物はト・イデオンと呼ばれるのであり、ここには公共の財物と個人所有の財物とが対比されている。訴訟もまた公共についての訴訟と私にかかわる訴訟とに二分され、訴訟にかかわる主体もまた、共同体（コイノン）と私人（イデオーテース）に区分されている。

「ステュムファロスとアテナイのあいだの地位協定（シムボラ）

IGII(2)14⁽⁸⁾

この欠落の激しい碑文にも私人（イディオオーテース）の語が表れる。

（A断片f）

「……」 執行人たちに「……」

二柱の女神の「財務官たちに金と銀とを」

「……將軍」たちはこれに違反し「……」

「……このものは」支払うこと

「……」私人（イディオオーテース）「……」免除「……」

「直ちに」クセノディオコスたち「……」

証人たち「……」もしも「……」せざるなら

シムボラでは、国際的な交易ないしは活動に従事する市民が、対象国で、メトイコイとしてプロクセノスの保護下でしか裁判を受けられないということではなく、裁判権を有することが、取り決められている。その性格上、シムボラの裁判制度にかんする規定がイディオオーテースに言及するとき、それは国家にたいする個人としての市民の特権を規定しているのである。

次に、シムボラについての言及はないものの、講話条約のなかには、条約締結国間で、国家およびに市民個人個人に危害を加えたり、

裁判なしに復讐を加えないといった、人身の保護の規定が見られることがある。

〔対カルキス講話条約 IG I 40〕

カルキス講話条約の年代については、これを紀元前四四六年から五年にかけて、トゥキュディダスの伝えるエウボイア反乱の事後処理とみなすのか、あるいは四三三年とみなすのか議論のあるところである。本稿に関係してくるのは、敗戦国民であるアルキス人にたいしてアテナイがおこなうべき宣誓についての規定である。

第一行から第二二行

評議会と民会が決議した。アンテイオコス族がプリユタネイア（持ち回りの評議会詰役）を務め、ドラコンテイデスが議長。デオグネトスが提案した。以下につきアテナイ人の評議会と民衆は誓約すべきこと。カルキス人をカルキスから追放することなく、ポリスを破壊することもイディオオーテース（私人）から市民権を剥奪することもせず、亡命者に懲罰をくわえたり死刑にしたりせず、アテナイのデーモスの意図なく裁判なしで誰の財産も没収したりせず、コイノン（公共）についてであれイディオオーテースについてであれ、誰一人として召還なしに評決をくだしたりしません。訪問した使節を、その資格について一〇日以内に議題にかけ、評議会と民会に紹介します。アテナイのデーモスが納得

のうえ、これをカルキス人にたいして批准します。カルキスから来訪の施設は、アテナイ人と共に誓約をおこない、同意について記録すること。すべて人々が誓約をおこなうように、將軍たちが監督すること。

とある。イデオーテースが最初にあらわれるのは、第六行目。市民権の保証に關してであるが、再び、ポリスと市民個人個人が対比されている。なお、ポリスの語はここでは、物理的な国家のインフラ、たとえば港湾であるとか市壁であるとかを含みながら、政治組織としてのポリスを指していると考えられる。アテナイは、カルキス人の国家と、市民の市民たる地位について保証しようというのである。ここでイデオーテースは、役人であろうとまったくの私人であろうと区別されていない。役人であろうとなかろうと、個々の市民は、国家と共に保護される。

第一行目では、その市民に対する保護の一部として、召還なしに裁かれない権利が取り上げられている。すでにとりあげたセリュムプリア人に関する決議においても、裁判の内容が、公共に關することと、私人に關することとに分けられていた。ここでもまた、同様の区分が提示され、これをもってすべての裁判をさしていると考えられよう。

〔タソスのネアポリスに対する顕彰決議 IG I¹101〕

この決議は、二部にわかれ、前半の第一決議は、ペロポネソス戦争

中に、ネアポリスがタソスやペロポネソス同盟軍と袂を分かつて、アテナイと連合したことに對して四一〇年から九年にかけてなされた顕彰決議である。後半は、そののちも対タソス戦をつうじてネアポリスがアテナイにたいして、忠実であり続けたことについての顕彰決議を記録している。我々に關係するのは第二決議である。

(第二決議)

アクシオコスが提案した。「トラキアの」ネアポリス人を、アテナイの軍とポリスにとつて、「善行者であつたことにより」、またアテナイ人と共に「タソスを包囲した」ことによつて、顕彰すべきこと。海戦では共同の「勝利」をおさめ、「陸戦では」常に「共同の戦いをおこない」、その他、アテナイ人にたいして善行のあつた故、この「善行により」、アテナイ人からこのものたちに、民会で決議したとおりに「感謝あるべし」。かつ、イデオーテースによつてもポリス共同体(コイノン)によつても「危害を加えられることなき」よう、それぞれの時期における將軍(?)は、必要に応じて、「すべてに」配慮を加えるべし。それぞれの時期におけるアテナイ人の役人(アルコン)たちは、ネアポリス人がポリスの守備にあたり、「彼らが命ずることを」熱心におこなわんとするように見まもるように。さて、このものは、・・・良かれと思われるかぎりのことを、アテナイのデーモスから手に入れるべし。だが、最近まで女神に属していたバルテノンの女神への

初穂に関しては、民会でかれらとの取り決めをなすべし。評議会の書記は最初の決議に修正をほどこすこと。そしてこれに、「タソスの」アポイキアに代えて、「アテナイ人と」共に戦争において共同して戦ったと「上書きすること。」「使節たち」……（名前）……、今日まさに「アテナイ人のデーモスのために、良き事を」語り「行い」、以前と同様に、「軍と、ほかのことにしてもポリスにたいして」なしうるかぎりの善行をおこなうべく熱意をもっていることについて、顕彰すべし。」「明日の饗応」に招待すべし。」「……が提案した。他のすべてについては」評議会のとおり。だが、パルテノン女神に、ネアポリスのデーモスがそなえるだろう「初穂を以前と同様に」納めるべし。

ここでもまた、イデオオーテースは、個人として行動するすべてのアテナイ市民を指し、ポリスの共同体（コイノン）と対比されている。

【ボイオティアに関する決議 IG 172】

敗戦国の市民に対する身分保障は、ボイオティアに関する第二決議にも見いだすことができる。

第一一以下

何人なりとも、「イデオオーテースによってであり、アテナイな

いし同盟国の共同体（Oliver; Merittはアルコン＝官職者⁹）によって」であり、危害（？）を加えられないように。

なお、条約対象国の市民にたいする身分保障について述べる場合に、アルコンとイデオオーテースが対比されている類例がないのにたいして、これまで扱ってきたいくつかの事例では、コイノンとイデオオーテースが対比されていることから、オリバーの補いである、「イデオオーテースによってであり、アテナイないし同盟国の共同体によってであり」をとるべきであろう。

以上見てきたように、イデオオーテースの語は、コイノンと対比され、訴訟の内容にせよ、訴訟相手にせよ、財産の性格にせよ、国家共同体にかかわる事柄にたいして、その国家に属する個人々人を指している。

第二章 決議の侵犯にたいする規定

ところが、イデオオーテースの語が、コイノン（共同体）ではなく、アルコン（役職者）と対比される場合がある。このとき、イデオオーテースの語義は異なっているのであろうか。

アルコンと対比するかたちでイデオオーテースへの言及が再三みられるのは、布告への違反条項である。

「第二次アテナイ同盟についての決議碑文 IG II²:243 (Rhodes & Osborne, 2003, no.22)」¹⁵⁾

まず三七八年の第二次アテナイ同盟についての決議碑文について。ここでは、同盟の条件が述べられたあとで、第五一行以下に、条約に違反した場合についての規定が明文化されている。

五一―六三行

アルコンであれイディオテースであれ、この決議に反して、決議で述べられていることを損なうようなことがらを、発言したり賛成投票したりするならば、そのものは市民権を剥奪されることに相成るべく、その財産は、一〇分の一は女神の取り分として、公共財となるべく、そのものは、アテナイ人とその同盟者によって、同盟を損なつたとして裁かれるべし。そのものは死刑となるか、アテナイ人と同盟者の支配下からの追放に処せらるべし。死刑となつたうえは、アッティカにも同盟者の国土にも埋葬なきこと。

「アピユタイアにかんする決議」

次に、ペロポネソス戦争初期のものとされている、アピユタイアへの特権付与の決議碑文をとりあげる。残存するのは、布告の保持を定める違反条項と、決議公開についての規定、そして修正同義の部分である。議論に係する部分のみ、訳出する。

アルコンであろうと、「イディオテースであろうと、」布告に反して「それをアピユタイアから奪取するような」提案をおこなったり投票をおこなったならば、「一〇〇〇ドラクマをアテ」¹⁶⁾ 女神「の神殿に」負うべし。

決議の内容と、碑文への記録についての規定にはさまれるかたちで、ここでもやはり、決議に対する違反を、どのように処罰すべきであるかということが扱われる。「イディオテース」は補いであるが、類例と比較して妥当であり、「アルコンであろうとイディオテースであろうと、布告に反して・・・提案をおこなったり投票をおこなったならば・・・負うべし」という直前のIG II²:243の表現が、定型としてそのままではまる。

アテナイの民会においては、提案者となる権利は、すべての市民にたいして認められていたが、じっさいに提案をおこなうのは、政治家であるとか、その派閥の人間であるとかが中心であったといわれている。しかしローズは「アテナイの評議会」において、決議碑文に名前が表れるが個人情報のない人々のなかに、評議会員であったり、役職についていたりしていた人々がまじっていた可能性を指摘している。¹⁷⁾ 評議会を経て民会に提案される決議の場合、提案者は評議会員である場合が多いと考えられるが、役職者の場合には、將軍以外の役職者が評議会で自由に発言することはできなかったもので、なんらかのかたちで評議会員の手を借りて、提案をおこなったのであろう。「アルコン

であれイデオーターテースであれ」の定型句は、少なくとも制度の枠組みとしては、評議会ないしは民会での討議において、市民たちが、役職にもとづき提案者となる場合があったことをしめしているのである。

対するイデオーターテースの語は、何と対比されるかによってその対象範囲が変わる単語である。アルコンと対比される場合のイデオーターテースは、それゆえ、個人の立場で国政に参与する政治家（ポリテース）たちも含んでいることを確認しておきたい。

「アルコンであれイデオーターテースであれ」という文言は、紀元前三三五年から四年にかけての、三段権船装備とテュレネのミルティアデスにたいする船の引き渡しにかんする決議にも見いだされる。すなわち、

第二三三行以下

しかるに、おのおの定められし通りのことを、決議どおりにおこなわぬものあらば、アルコンであれイデオーターテースであれ、かもの、アテナイ女神の祭壇に一〇〇ドラクマを罰金として負うべし。エウテュノスとパレドロスは、必要に従いそれらのものに有罪宣告をくだすべし。さもなければ、彼ら自身罰金を課せらるる。

なお、役職者と私人とともに、集団としてのポリスであるとか、デーモニアが、決議を侵犯することを禁止する場合もあるが、いずれ

もヘレニズム期以降の碑文であり、かつ補いである。¹²⁾

第三章 イデオーターテースの政治参加

第二章であつた違反条項は、アルコンとイデオーターテースを並記することで、すべての市民にたいして違反規定を定めていた。アルコンとイデオーターテースの双方に、決議の遵守を求めているのであつて、うらをかえせば、市民たちが役職にあつても私人であつても、民会での決議を保持し、逆に損なうこともできるだけの可能性を認めているのであつた。

イデオーターテースとアルコンの双方にたいして国政への参与をもとめる傾向は、違反条項以上だけではなく、より直接的には、評議会選出の、委員会への構成にもみいだすことができる。

「カリュドニオスの子トラシユプロス他のプリユニコス暗殺について
ML86:IG I³:1021

紀元前四一一年に、四〇〇人の寡頭制の首謀者の一人、プリユニコスがアゴラで暗殺されると、暗殺者であるトラシユプロスは、アポドロス他何人かの協力者とともに、民会で顕彰される。何度かの修正を経たらしい、その決議の一つが、この碑文である。末尾にアポドロスなるものが、顕彰に名を連ねるに当たつて賄賂を使った嫌疑を掛けられたことがわかる。

第三八行から第四四行

エウディオスは提案した。「他のことについてはディオクレスのとおりに」。だが、「評決に際して」賄賂を受け取り、アポロ「ドロス」のために票を投じたものについては、「評議会が」、評議会場において第一部で「評議し」、懲罰し、「収賄者たちについて有罪票を投じ」、必要と思われるならば、民衆法廷に「提訴すること」¹⁵。

とある。つづいて、第四五行以下、評議会での審議への出席者について述べられる。

第四四行から第四七行。

居合わせていた「評議員」は、眼にした限りのことを、ほかのことについても、誰かこれについて知っているものがあれば知らせること。イデオーターテースであっても、そのつもりがあれば、（知らせることが）できる。

まず、最初に言及があるのは、MLの補いによれば評議員、しかもその場に居合わせていたものたちである。しかし、つづけて、評議会や民会の評決の場で直接見知ったことのみならず、会議場の外での伝聞については、「誰かこれについて知っているもの」にも対象を広げ、その説明として、イデオーターテースへの期待が述べられている。

ここでも、役職者である評議員とイデオーターテースの対比は、明らかである。

「エレクトリア・アテナイ同盟 IG II² 161」

紀元前三九四／三年にかけてのこの同盟決議には、同盟に関する誓約にかんして、

評議会は、ただちに、使節を一〇人、うち五人は評議会（？）から、「五人はイデイ」オーテースから「選び」、これらの者たちは、エレクトリアから「誓約を受け」取ること。

とある。イデオーターテースの語はあらわれないものの、委員会の構成者が、役職者と一般市民から構成されるという規定はほかにもみられる。たとえばIG II² 204には、第四三行に、「民会は、三人を、一人は評議会から、すべてのアテナイ人から二人を選出」するとの規定が見える。¹⁶

おわりに

イデオーターテースの語は、コイノン（共同体）と対比される場合には、すべての市民を指していた。いっぽう、違反条項や委員会への参加など、なんらかの積極的な政治への関与を規定する場合には、この

語はアルコンと対比され、役職につかない私人をさしている。紀元前五世紀から四世紀にかけてのアッテイカ碑文が、私人を役職者と対比するとき、私人は、役職者と並んでアテナイ共同体を代表するものとして現れているのである。とりわけ違反条項は、私人たちを、役職者と並ぶ提案者として想定している点で、いわゆる政治家層もふくめた私人たちの政治参加を反映する碑文表現であるといえる。しかしながら、それ以上に示唆的なのは、そのような政治的行為者としてイデオーテースの語があらわれるとき、イデオーテースは単独ではなく、必ずアルコンや評議員など、役職者と並置され、あるいは役職者の関与を補完するものとしてあらわれていることである。これは、市民の政治参加を考えるうえで、役職と私人との関係をより重視すべきであることを示している。今後は、市民が私人として公的な領域にかかわるためのルートとして従来言及される「何人でも欲するもの」による訴追についても、役職者としての関与の可能性について考察していきたい。

注

- (1) M. H. Hansen, 'The Athenian "Politicians"', 403-322 B. C., *The Athenian Ecclesia* II, 1-24 (Copenhagen, 1989)
- (2) L. Rubinstein, 'The Political Perception of the idiotes,' P. Carlsledge, P. Millet and S. von Reden eds., *KOSMOS: Essays in Order, Conflict and Community in Classical Athens*, 125-143; C. Mosse, 'Polituomenoi et idiorai. L'affirmation d'une classe politique à Athènes au IV^e siècle,' *REA* 86, 193-200.
- (3) 本文であつた例のほか、国家や共同体でなく個人が私財から寄付・貢納をおこなう場合に *idioiai*, *idiotēs* と記載される。たとえば AT7278

- VI 19, 279.2.89; 280.2; *Hesp.* 3, 51, 38。また SEG30, 61 にみえるエレウシスの秘儀に関する紀元前三六七〜四八年頃の法では、「イデオーテースが罰金を負う場合と、ポリスが対比されている。」
- (4) クセノフォン『ヘレニカ』第一巻、第一章、二〇、第三章、一〇〇。ディオドロス第一三巻六章第四節、Ferguson, *CAH* v. 483-5。プタルコス『アルキビアデス伝』三〇。
- (5) なお、訳中の「」は、欠落部をさすが、ギリシア語原文と正確に対応させることはできなかった。テキストとしては断りのない限り「ギリシア碑文集」(以下IGと略記)の最新版をもちいた。
- (6) R. J. Hopper, 'Inerstate Agreements in the Athenian Empire,' *JHS* 63 (1943) 35-51; P. Gauthier, *Symbolae: Les étrangers et la justice dans les cités grecques*, (1972), 162-3; G.E.M. de Ste-Croix, 'Notes on Jurisdiction in the Athenian Empire,' *CQ* n.s. 11 (1961) 94-112, 268-280.
- (7) セリヌムブリアの内部(Hopper) ; アテナイとの間で (Gauthier).
- (8) Walbank, *Hesperia* 55 (1986) 319-554
- (9) Oliver, *AMArch* 40 (1936), 460-461; Merritt, *Hesperia* 14, 106-115.
- (10) P. Rhodes and R. Osborne, *Greek Historical Inscriptions 404-323 BC* (Oxford, 2003).
- (11) P. Rhodes, *The Athenian Boule* (Oxford, 1972).
- (12) 二世紀末の *IGJF* 1013 には、第五七行に、「何人かが、アルコンであれ「イデオーテースであれデーモシオスであれ」とあるが補い。紀元前一七七〜六六年の碑文、*IGJF* 1134 の第四六行に、「ポリスも、アルコンも、イデオーテースも」これらを損なうことはできない」とあるのも補い。この下ではメリットの補う「引き渡す」[paradidosai] をとび、ローズにしたがった。P. Rhodes, *op. cit.*, 161 n. 5.
- (14) *IGJF* 1013 「イデオーテース」の語は残るものの、残余の復元はこの碑文に基づいておこなうため、この下はとりあげない。D. M. Lewis, *Hesperia* 46 (1975), *IGJF* 117 の「評議会は」アテナイ人から、イデオーテースを一人「選出し」とあるが、すべて復元である。
- (15) 第八二行には、「イデオーテースから」として固有名詞が列挙されて

A note on *archon* and *idiotes* in Attic inscriptions

Asako Kurihara